

九州ルーテル学院大学学生健康診断規程

第1条 学生は、大学が行う定期健康診断を受けなければならない。

第2条 やむをえない事情のため、前条の健康診断を受けることができなかった者は、指定された内容の健康診断書を大学事務部学生支援課に提出しなければならない。この場合の経費は、本人負担とする。

第3条 定期健康診断を受けなかった者で、第2条に定める健康診断書を指定期日までに提出しない者には、各種証明書を発行しない。